

箕 面 市 立 幼 稚 園

樹 木 剪 定 業 務 委 託 仕 様 書

## 箕面市立幼稚園樹木剪定業務委託仕様書

### 1. 対象施設

「樹木害虫防除業務委託仕様書」の別紙を参照

### 2. 業務期間

契約書と同じ。

### 3. 業務内容

#### (1) 幼稚園敷地内における樹木の剪定 年2回（上半期、下半期各1回）

- 剪定の程度、方法は、事前に各園長と協議するが、剪定に適した時期をはずさないように行い、樹木の特性に依じて徒長枝の切詰め及び込み入った枝の抜き切り、樹木の骨格づくりを行い、剪定後の生育が良好となるようにすること。
- 敷地外へ侵出する樹木、草木の剪定を行うこと。
- 電線にかかる樹木について、電線にかからないよう必要な剪定を行うこと。
- 藤棚については上部分を十分に剪定し、周りの樹木に絡むツルを除去すること。
- 剪定枝については、受託者の責任で処分すること。

#### (2) 幼稚園敷地内の樹木の施肥 年2回（上半期、下半期各1回）

- 施肥の時期は、各園長と協議のうえ適宜行うこと。
- 高木については、つぼ掘りとし、低木は表面施肥とする。
- 施肥は油かすを原則とし、受託者の負担とする。
- 使用する肥料については安全性に留意し、園長に説明のうえ確認を得てから施肥すること。

#### (3) その他

- 作業日時については、保育業務に支障をきたさないよう各園長と協議のうえ決定すること。
- 作業に際しては、近隣人家、通行人、道路等に支障のないよう十分配慮するとともに、事故の未然防止に必要な措置を講ずること。
- 作業前と作業後の同じ位置から撮影した写真を作業終了後提出すること。